

農地を売買、贈与、貸借および転用等をする場合は農業委員会への手続きが必要です。

《 農地法第3条の許可申請… 売買・使用貸借・贈与 》

耕作目的で農地の売買や貸借をする場合、農業委員会の許可を受ける必要があります。許可を受けないでした行為はその効力が生じません。農地法では不耕作目的での農地の取得等の権利移動を規制し効率的かつ安定的に農地を利用する者が権利を取得できることを目的としています。

◆主な許可基準

- 取得後の耕作すべき農地のすべてを効率的に耕作できること。
- 取得後は必要な農作業に常時従事すること。
- 周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。

《 農地法第3の3 》

• 農地を相続等により権利を取得した場合には概ね 10 ヶ月以内に農業委員会へ届出が必要です。

《 農地法第18条第6 》

• 契約期間中に農地の貸借を解除する場合は双方の合意に基づく解約手続きが必要です。

※農地法による貸借は期間が満了になっても双方解約の手続をしないとその契約内容は継続されます。

《 農地中間管理機構… 売買・貸借 》

農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織です。また、農地の売買についても、特例事業として実施しています。

手続等詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

《 農地法第4条・第5条の許可申請… 農地転用 》

農地を住宅や資材置場、駐車場、道路等の用地に転用する場合、農業委員会の許可を受ける必要があります。優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。農地法第4条の許可申請とは自己所有農地を農地以外に転用する場合で農地法第5条の許可申請とは売買、貸借等の権利設定により転用する場合で、許可を受けないでした行為はその効力が生じないため登記できません。

◆主な許可基準

立地基準農地を営農条件や周辺の市街地化の状況からみて区分し許可の可否を判断。一般基準転用の確実性や周辺農地に係る営農条件へ支障を生ずるおそれ等の判断。

《 農地法第64条… 農地の違反転用(無断転用)には厳しい罰則 》

許可なく農地を住宅や資材置場、駐車場、道路等、耕作以外の目的に使用することは農地法違反となり3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金となっています。

◆許可申請書の受付等

農地法・農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業）による申請締切は毎月月末です。
（締切日が休日の場合、前日の開庁日です。）

- 総会は毎月14日に開催されます。ただし休日の場合には前後の日程で開催されます。
- あっせんや利用調整による申請締切は毎月月末で、あっせん会議は毎月総会日の翌日を予定しております。
- 毎月月末迄に受付された申請書は翌月に開催される総会で審議されます。（転用申請については県に進達されます。）
- 各種許可申請書の様式は農業委員会事務局に備え付けてあります。

申請から許可までの日程

